

投資一任口座（ラップロ座）において有価証券先物・オプション取引を行う場合の報酬の必要経費への算入について

別紙 1－1 事前照会の趣旨

当社は、投資一任口座（証券業の口座に投資顧問業としての投資一任契約を付加したサービスをいい、以下「ラップロ座」といいます。）の運用をしていますが、運用契約資産のヘッジ手段として、有価証券先物取引、有価証券オプション取引（以下「有価証券先物取引等」といい、株式等に係る取引と併せて以下「本取引」といいます。）を行う場合があり、平成 18 年 9 月 4 日から本取引を開始しています（本取引の概要是別紙 1－2 のとおりです。）。

ところで、個人顧客の取引において、当社の受ける報酬は、基本報酬（運用契約資産額に応じて算定され、投資顧問報酬と委託売買手数料相当額の合計額です。）と成功報酬（運用結果に係る評価益（以下「純益」といいます。）に応じて算定します。）とからなりますが、同一の契約資産について有価証券先物取引等を行った場合、株式等の譲渡に係る所得と有価証券先物取引等の差金等決済に係る所得が生じることとなるものの、各所得の金額の計算上必要経費に算入される各報酬の額は、株式等の譲渡に係るものと有価証券先物取引等に係るものとに区分されることはないといため、それぞれの所得に対応する報酬を区分して計上する必要があります。

そこで、当該各報酬は株式等に係る雑所得等（措法 37 の 10）の金額及び先物取引に係る雑所得等（措法 41 の 14）の金額の計算上、必要経費となる「いわゆる共通経費」となると考えられるため、これらの報酬の按分計算について、次の方法により行ってよろしいか伺います。

(1) 必要経費に算入される基本報酬の額については、次の①及び②との割合で按分します。

- ① 株式等の譲渡による収入金額
- ② 有価証券先物取引等の収入金額（注）

なお、基本報酬は 3 か月ごとに支払われる後払いであるため、契約期間が年をまたがるときには、その年末までに実現した上記①及び②の金額を算定して按分します。

（注）有価証券先物取引等の収入金額とは、先物取引に係る雑所得等の金額の計算上の差金等決済に係る利益又は損失の金額（措規 19 の 7①－）を指すものではなく、単に同金額を計算する上での有価証券先物取引等の収入金額をいいます。

(2) 必要経費に算入される成功報酬の額については、次の①及び②との割合で按分します。

- ① 株式等の譲渡による純益額
- ② 有価証券先物取引等の差金等決済による純益額

なお、いずれか一方の各取引に係る純益がマイナスでラップロ座全体の運用結果による純益合計がプラスになった場合には、各取引のうち純益を生じた取引に対し

て成功報酬の全額が徴収されたものとします。

また、各取引において公社債等の譲渡等に係るものとしてそれぞれの報酬の額が算出された場合、本取引における公社債等の譲渡等に係る所得は非課税となるものであるため、当該算出された金額は、必要経費とはしません。

別紙1－2 事前照会に係る取引等の事実関係

(本取引の概要)

(1) ラップ口座

ラップ口座のサービスは、通常の取引口座とは別にラップ口座を開設するとともに、顧客と投資一任契約を締結し、翌月初めより契約資産の運用を開始することとなります。

すべての投資一任契約は、月初日を有効期間開始日、月末日を有効期間満了日として契約する1年単位の契約であり、契約満了月の前月最終営業日までに契約終了の申出がない場合には、自動更新されます。

(2) 契約資産

契約資産は、株式特化型、債券特化型及び投資信託型の運用スタイルを単独あるいは組合せで運用され、各運用スタイルで運用される資産は、次のとおりです。

イ 株式は、国内外上場株式です。

ロ 債券は、国内外債券であり、譲渡等による所得が非課税となる債券です。

ハ 投資信託は、株式等証券投資信託です。

(3) 先物取引等

契約資産のヘッジ手段として先物取引等（有価証券先物取引及び有価証券オプション取引）を行う場合があります。同一のラップ口座内で先物取引等の取引を行う場合には、その旨の契約を締結します。

(4) 報酬

当社の受ける報酬は、基本報酬と成功報酬とからなりますが、顧客は、報酬形態を成功報酬型（基本報酬+成功報酬）と固定報酬型（基本報酬のみ）より選択することとしています。

イ 基本報酬

(イ) 基本報酬は、3か月ごとに支払われる後払いです。

(ロ) 基本報酬は、投資顧問報酬と委託売買手数料相当額からなり、それぞれの金額は契約資産の額に定率を乗じて定められます。

ただし、委託売買手数料相当額は、株式に投資する運用スタイル（株式特化型、株式・債券・投信ミックス型）には適用されますが、それ以外の運用スタイルには適用されないため、債券及び投資信託のみを契約資産としたものについての料率は零となります。

(ハ) 同一ラップ口座内で本取引があった場合には、運用スタイルごとに投資顧問報酬と委託売買手数料相当額が明確に区分されるものの、株式等の譲渡に係る部分と先物取引等に係る部分は区分されません。

ロ 成功報酬

(イ) 成功報酬は、投資一任契約の契約終了時にラップ口座全体の純益に対して定率を乗じた額が支払われることとなります。

(ロ) 成功報酬は、ラップ口座全体の純益に応じて徴収されるため（運用スタイルごとの純益は個々に計算されるものの、最終的に運用スタイルごとの純益

合計額が成功報酬額の基準となります。)、運用スタイルごとに成功報酬の額が決定するものではありません。

(5)解約

イ 当社の月末最終営業日午後3時までに顧客からの解約申込書が提出された場合には、翌月末が解約日となり、契約資産は原則現金で返還（一般口座に振替）されることとなります。

ロ 基本報酬

(1) 契約開始日から3か月以内に解約した場合

3か月分の基本報酬のうち、委託売買手数料相当額の倍額（実質6か月分の委託売買手数料相当額）と投資顧問報酬を日数按分した額との合計額を解約日に徴収します。

(ロ) 上記以降に解約した場合

3か月分の基本報酬のうち、委託売買手数料相当額と投資顧問報酬を日数按分した額の合計額を解約日に徴収します。

ハ 成功報酬

契約終了時点の資産評価額が確定した段階で成功報酬を決定します。

別紙1－3 事前照会者の求める見解及びその理由

本取引の場合、同一のラップロ座内において、株式等に係る雑所得等と先物取引に係る雑所得等の各取引が行われ、本取引において徴収される基本報酬及び成功報酬の額は各運用スタイルを基として算定されたものの総体であることから、「株式等に係る雑所得等」及び「先物取引に係る雑所得等」の双方に関連して生じた費用であると認められるため、これらの費用の按分計算が問題となります。そこで、株式等の譲渡のうち特定口座内保管上場株式等と特定口座内保管上場株式等以外の株式等の譲渡の双方に関連して生じた必要経費があるとき、所得を生ずべき業務に係る収入金額その他の基準のうち当該業務の内容及び費用の性質に照らして合理的と認められる基準により配分することとされている（措令25の10の2②、措規18の11①）ことから、本取引の場合には、この規定に準じて、各所得に係る必要経費として算入する各報酬の額を、次のような方法により按分して求めることも合理的であると考えます。

（1） 基本報酬

基本報酬は、収入を稼得するために必要な経費であり、各運用スタイルの契約資産の額に応じて定率を乗じて算定され、株式等に係る雑所得等又は先物取引に係る雑所得等の各金額の計算上、双方に関連した費用であることから、基本報酬の額を、株式等の譲渡による収入金額と有価証券先物取引等の収入金額に応じて按分する方法により各々の必要経費に算入する金額を求めることも合理的であると考えます。

なお、基本報酬は、3か月ごとに支払われる後払いですが、契約当初において金額が算定され、契約期間の途中に契約を解約した場合には、当該解約までに係る期間の基本報酬のみを支払うとしていますので、当該契約期間が年をまたがるときは、各々の年分の期間に対応する金額を必要経費に算入することになります。

（2） 成功報酬

成功報酬は、運用スタイルごとの純益額を合計したところで、ラップロ座全体の純益が発生した場合に定率を乗じて算定され、基本報酬と同様に株式等に係る雑所得等又は先物取引に係る雑所得等の各金額の計算上、双方に関連した費用であることから、成功報酬の額を、株式等の譲渡に係る純益額と有価証券先物取引等の差金等決済による純益額に応じて按分する方法により各々の必要経費に算入する金額を求めることも合理的であると考えます。

なお、成功報酬の額はラップロ座全体の運用結果による純益額に応じて算出されることから、本取引のうちいずれか一方の取引に係る純益がマイナスでラップロ座全体の純益合計がプラスになった場合には、各取引のうち純益を生じた取引に対して成功報酬の全額が徴収されたものとします。

また、各取引において公社債等の譲渡等に係るものとしてそれぞれの報酬の額が算出された場合、本取引における公社債等の譲渡等に係る所得は非課税となるものであるため、当該算出された金額は、必要経費の対象とはしません。